

鳥取県消防学校県外研修航空券手配等業務仕様書

1 業務名 鳥取県消防学校県外研修航空券手配等業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間 契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

3 業務の内容等

(1) 人数 27人（内訳：教官3名、学生24名 ※男性のみ）

(2) 行程

日にち	内容	備考
令和6年 10月22日（火）	米子空港(7:25 発)→羽田空港(8:45 着) 羽田空港…千葉市内…都内泊	・ANA382 便 ・ホテルは、山手線各駅から徒歩 10分以内の距離で、羽田空港か らの利便性が良いこと。(1泊朝 食付)
10月23日（水）	ホテル…都内施設見学等…都内泊	・連泊
10月24日（木）	ホテル…横浜市内…羽田空港 羽田空港(18:10)→米子空港(19:30)	・ANA387 便

(3) 業務の内容

本業務の内容は、次のアからエのとおりとする。

ア 往復航空券（米子空港～羽田空港）の手配（27名分）

搭乗便については、(2) 行程において指定した便とする。契約締結後、満席等により手配出来なくなった場合については、時間変更等も可能とするが、事前に、本校担当者と協議すること。

イ ホテルの手配

<条件>

- ・原則、山手線各駅から徒歩10分以内の距離で、羽田空港からの利便性が良いこと。また、1日目の空港到着後に荷物を預けることが可能なこと。
- ・2泊2朝食付きとし、同一のホテルで連泊できること。
- ・部屋タイプは、シングルルームを基本とするが、ツインルームでも可能とする。ただし、教官3名分については、シングルルームとすること。
- ・安全面に十分配慮してホテルを選定すること。

ウ 旅行傷害保険

以下の条件で旅行期間中の国内旅行傷害保険を付与すること。

<条件>

- ・傷害死亡 1,000万円
- ・入院日額 4,000円
- ・通院日額 2,500円

エ 欠航保険

航空機の欠航、遅延等による追加費用を担保できる保険を付与すること。

4 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

5 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害倍書の請求をすることができるものとする。
- (4) (1) から (3) までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

6 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

7 再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。

8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 完了報告及び確認

受注者は、本業務を完了したときは2週間以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

10 支払いについて

- (1) 本業務に要する経費(以下「手数料」という。)については、契約金額を上限とし、9の確認の後、手数料の額を確定し、受注者に通知する。確定額については、手数料上限額と本業務に要した実支出額とのいずれか低い額とする。
- (2) 受注者は、(1)の通知を受理した後、発注者に手数料を請求する。発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る手数料を乙に支払う。